平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度)がスタートします

適切に経営管理 を実施してい ない森林

- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を 今後どのように経営管理したいか、御 意向を確認します。
- ② 市町村に委託したいと回答頂いたと きは、必要に応じて、市町村と協議の 上、経営管理の委託手続きを行います。

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力 のある林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が 森林を管理します。



意向を 確認

2

経営管理 森林所有者 を 委託



市町村

林業経営に 適した森林

3

経営管理 を 再委託

林業経営に適さない森林

4



意欲と能力のある 林業経営者

市町村が管理





お問い合わせ先

農林水産省林野庁森林利用課

3 03-6744-2126

⊠ shinrin_keieikanri@maff.go.jp または

お住まいの都道府県・市町村の林務担当部局

まで

